

＜建設業経理士 1 級（財務諸表）ミニテスト 2＞期間損益計算の基本手続

発生主義会計は適正な期間損益計算を行うための会計方式といえるが、そこでは三つの計算原則を軸とした損益法中心の会計処理が展開されている。

次の三つの原則について、簡単に説明しなさい

①発生主義の原則

②実現主義の原則

③費用収益対応の原則

<解答>

①発生主義の原則

収益、費用について、現金収支のタイミングではなく、発生したタイミングで計上するという原則である。ここで発生とは、経済的価値の増減のことである。

損益計算書原則では「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない」とされている。

②実現主義の原則

さきの損益計算書原則の続きに、「ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」とある。

企業会計は発生主義をベースとするが、それは費用についての原則であり、収益に関しては客観性・確実性をもった実現のタイミングで計上することを原則としている。

ここで実現とは、次の2要件を満たしたものとする。(1)財・用役の提供(完成品の引渡し)、(2)対価としての貨幣性資産の受取(現預金の受取・・売掛金も含む)

経済的価値の増加を収益とすると、工場における仕掛品の段階で収益を計上する事になり、配当などの処分可能利益が客観性を欠くことになります。

③費用収益対応の原則

純利益の計算に関して、当期に計上された実現収益に発生した費用を対応させて行うことを要請する原則。

例えば、@5,000 円のものを 2 個仕入れて、1 個を 8,000 円で販売したときに、実現収益 8,000 円に 5,000 円を費用として対応させることである。この場合残りの 5,000 円は資産(次期の費用)として繰越すことになる。